

Okakenkyo News Letter

2024
8月
852号

岡山県建設業協会 会報

- ②栄えある表彰（国土交通大臣表彰（建設事業関係功労））
- ③栄えある表彰（岡山県知事表彰（建設事業関係功労））
- ④奥野理事（岡山東）がラジオに出演しました
- ⑤岡山県下建設業 景況レポート（4月～6月）
- ⑧岡山県下公共工事の動向（7月分）
- ⑫建退共だより
- ⑭法律相談コーナー
- ⑮建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑯建設業総合補償制度のご案内
- ⑰岡山県からのお知らせ



湯郷温泉[美作市]（提供：岡山県観光連盟）

**栄えある表彰
国土交通大臣表彰（建設事業関係功労）
浦 上 和 己 氏**

国土交通省は、長年建設業に従事し、建設事業の推進、業界の発展に寄与した功績が顕著な個人に対して表彰を行っています。

本年度は、

一般社団法人 岡山県建設業協会 理事

浦 上 和 己 氏（浦上建設(株) 代表取締役）

が、国土交通大臣表彰の栄をになわれ、7月10日（水）に、斉藤国土交通大臣から表彰状と記念品を授与されました。

心よりお慶び申し上げます。



浦上 和己 氏

栄えある表彰 岡山県知事表彰（建設事業関係功労） 住 吉 孝 文 氏

岡山県は、長年建設業に従事し、建設事業の推進、業界の発展の寄与した功績が顕著な個人に対して表彰を行っています。

本年度は、

一般社団法人 岡山県建設業協会 元理事

（岡山県建設業協会玉野支部 元支部長）

住 吉 孝 文 氏（児島建設(株) 代表取締役）

が、岡山県知事表彰の栄をになわれ、7月29日（月）に、笠原岡山県副知事から表彰状と記念品を授与されました。

心よりお慶び申し上げます。



笠原副知事

住吉孝文氏

奥野理事（岡山東）がラジオに出演しました （RSK地域防災キャンペーン）

岡山県建設業協会は、昨年に続き「RSK地域防災キャンペーン」に協賛し、共に防災士の資格を持つRSK千神アナウンサーと奥野理事（岡山東）が7月4日ラジオで対談を行いました！

国土交通省からの要請を受け、能登半島で2週間の支援活動を行った奥野理事が現場を通して感じた教訓等をお話しされました。

余震が続き、道路のいたるところが崩壊し、携帯の警報も鳴り響く、そんな中の支援だったという奥野理事。「トイレや食料の確保もままならない状態にあり、さらには季節が冬だったことも災いして、積雪・凍結にも注意を配る必要があった」

「また、日頃より備蓄しているポータブルトイレは重宝したが、次は『トイレの周りを覆うテントがない』など日常では気に留めたことのない不便さが被災現場では起こる」

「支援に向かった社員からは『道路や施設状況、宿泊や食事、休憩場所などの情報収集や調整・予約などは遠隔地岡山でもできるので社内の支援体制を整備してほしい』との声も上がり、常に改良すべき点があった」

今も月に一度ぐらいの頻度で調査や支援のために能登半島を訪れている奥野理事。最後に「会員として今後一層地域社会からの期待に応えられるよう努力していきたい」と話してくれました。



景況レポート（4月～6月）

西日本建設業保証(株)岡山支店

建設業景況調査とは

- ・「建設業の景況調査」は、建設業の景気の現況と先行きを総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としています。
- ・「建設業景況調査結果」は、建設企業に対して実施した景気等に関する意識調査の結果を集計したものです。
- ・調査時期は、毎年3、6、9、12月です。
例：6月調査の場合、今期実績は4～6月、来期見通しは7～9月分です。
- ・データは「全国版」と「西日本各ブロック版（近畿・中国・四国・九州）」があります。
- ・全国版は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)と西日本建設業保証(株)3社による合同調査です。

B.S.I.について

<B.S.I.とは>

景気の先行きをみる上で、企業経営者の意識調査を行うことがあります。この建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設企業の意識調査を行ったものです。そして、この意識調査の結果を数値化して表したものが、**B.S.I.（ビジネス・サーベイ・インデックス＝景況判断指数）**です。

<B.S.I.の求め方>

集計結果から、以下の方法によりB.S.I.が求められます。

【回答企業構成比】

（景況調査集計）（B.S.I.集計）

良	い	10%	}	良	い	25%	B.S.I. =（「良い」と回答した企業割合－「悪い」と回答した 企業割合）×1/2 =（25－30）×1／2 =△2.5
やや良い		15%					
変わらず		45%	—	変わらず	45%		
やや悪い		20%	}	悪	い	30%	
悪	い	10%					
合	計	100%		合	計	100%	

<B.S.I.の見方>

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変更方向別回答数の構成比から全体趨勢を判断するものです。すべての企業が「良い」と見ている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は0となります。

<季節調整済のB.S.I.について>

「季節調整済み」とは、季節調整法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除いていることを示します。例えば、百貨店の売上げは、社会的慣習である中元や歳暮のシーズンには前期比で大幅に伸びますが、この伸びは景気回復によるものなのか、あるいは単に中元・歳暮という季節的な変動によるものなのか、よくわかりません。そこで、景気動向の趨勢を見るためには、この季節的な変動を取り除く必要があります。このため、本調査では、このような季節的な変動をもった調査項目は、季節調整を行って表示しています。

I. 岡山県の状況

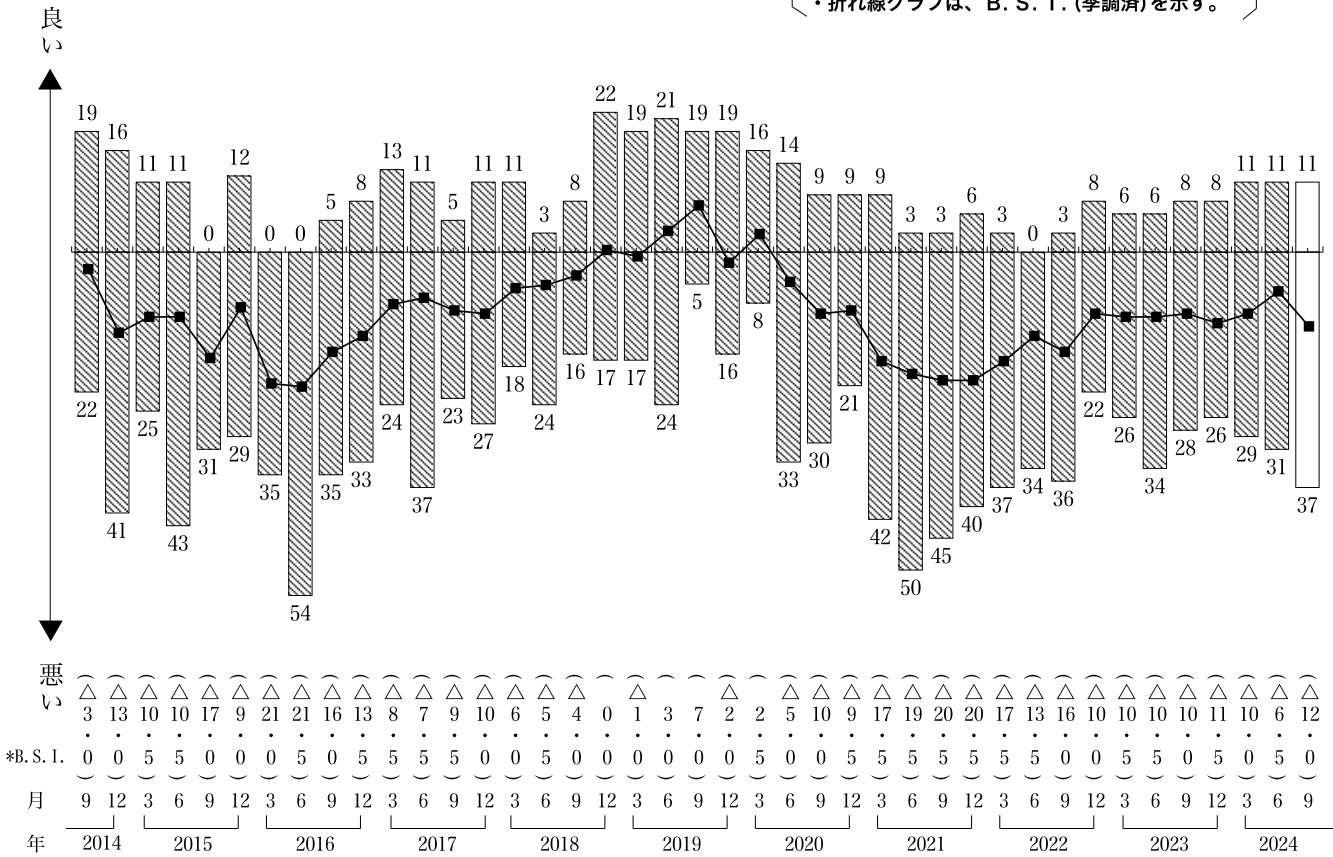
1. 概 観

項 目		前期	今期		来期	
		B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 10.0	↗	△ 6.5	↘	△ 12.0
(2) 受 注	受 注 総 額※	5.0	↘	△ 1.0	↘	△ 6.0
	官 公 庁 工 事※	△ 2.0	↘	△ 7.0	↘	△ 14.5
	民 間 工 事※	1.0	↗	5.0	↘	△ 3.5
(3) 資金繰り	資 金 繰 り※	△ 6.0	↗	0.0	↘	△ 2.0
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	△ 1.5	↗	3.5	⇒	3.5
	短 期 借 入 金※	△ 4.5	↗	0.5	↘	△ 0.5
	短 期 借 入 金 利	1.5	↗	14.5	↘	14.0
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 8.0	↗	△ 2.5	↘	△ 6.5
	資 材 の 価 格	27.5	↗	34.0	↘	31.5
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 24.5	⇒	△ 24.5	⇒	△ 24.5
	建設労働者の賃金	21.0	↗	23.0	↗	26.5
(7) 収 益	※	△ 11.0	↘	△ 12.0	⇒	△ 12.0

(注) ・B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
・B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気

・棒グラフは、回答企業の構成比 (%) を示す。
・折れ線グラフは、B. S. I. (季調済) を示す。



1. 概 観

(注) ・B.S.I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
・B.S.I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
・表中の※印は、季節調整項目を示す。

- ・棒グラフは、回答企業の構成比（％）を示す。
- ・折れ線グラフは、B. S. I.（季調済）を示す。



岡山県下公共工事の動向〈7月分〉

西日本建設業保証㈱岡山支店

I. 単月（令和6年7月）

1. 全般の状況

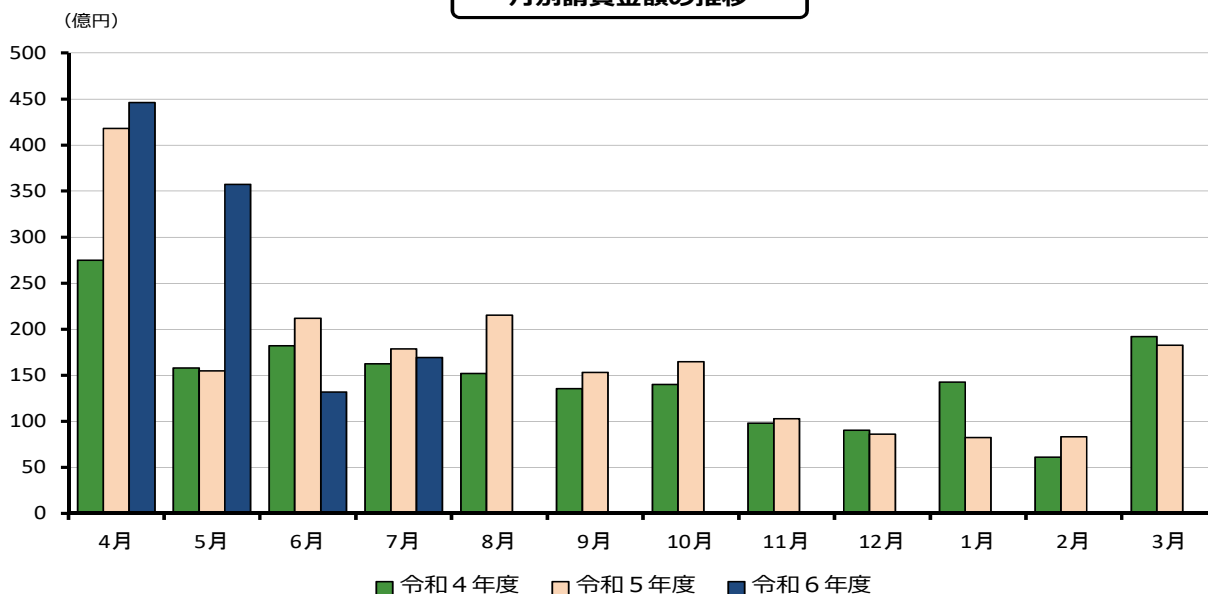
令和6年7月の岡山県の公共工事動向を当社の保証取扱からみると、件数は前年同月比4.5%増（17件増）の393件、請負金額は同5.3%減（9.5億円減）の169億円となった。

これを発注者別の請負金額でみると、独立行政法人等で43.6%増、国で30.3%増、その他公共的団体で15.6%増となったものの、市町村で15.5%減、県で3.7%減となった。

（金額単位：百万円）

		件 数	請負金額	増 減		増減率	
				件 数	請負金額	件 数	請負金額
発注者別	国	17	2,570	1	597	6.3%	30.3%
	独立行政法人等	7	1,059	▲1	321	▲12.5%	43.6%
	岡 山 県	143	3,203	10	▲121	7.5%	▲3.7%
	市 町 村	223	9,756	9	▲1,796	4.2%	▲15.5%
	その他公共的団体	3	333	▲2	45	▲40.0%	15.6%
合 計		393	16,922	17	▲953	4.5%	▲5.3%
令和5年度		376	17,876	39	1,629	11.6%	10.0%
令和4年度		337	16,247	▲18	▲58	▲5.1%	▲0.4%
令和3年度		355	16,305	▲79	▲1,073	▲18.2%	▲6.2%
令和2年度		434	17,378	▲108	▲3,290	▲19.9%	▲15.9%

月別請負金額の推移



Ⅱ. 累計（令和6年4月～令和6年7月）

1. 全般の状況

令和6年度（令和6年4月～令和6年7月）の岡山県の公共工事動向を当社の保証取扱からみると、件数は前年同月比1.3%減（16件減）の1,253件、請負金額は同14.6%増（141億円増）の1,104億円となった。

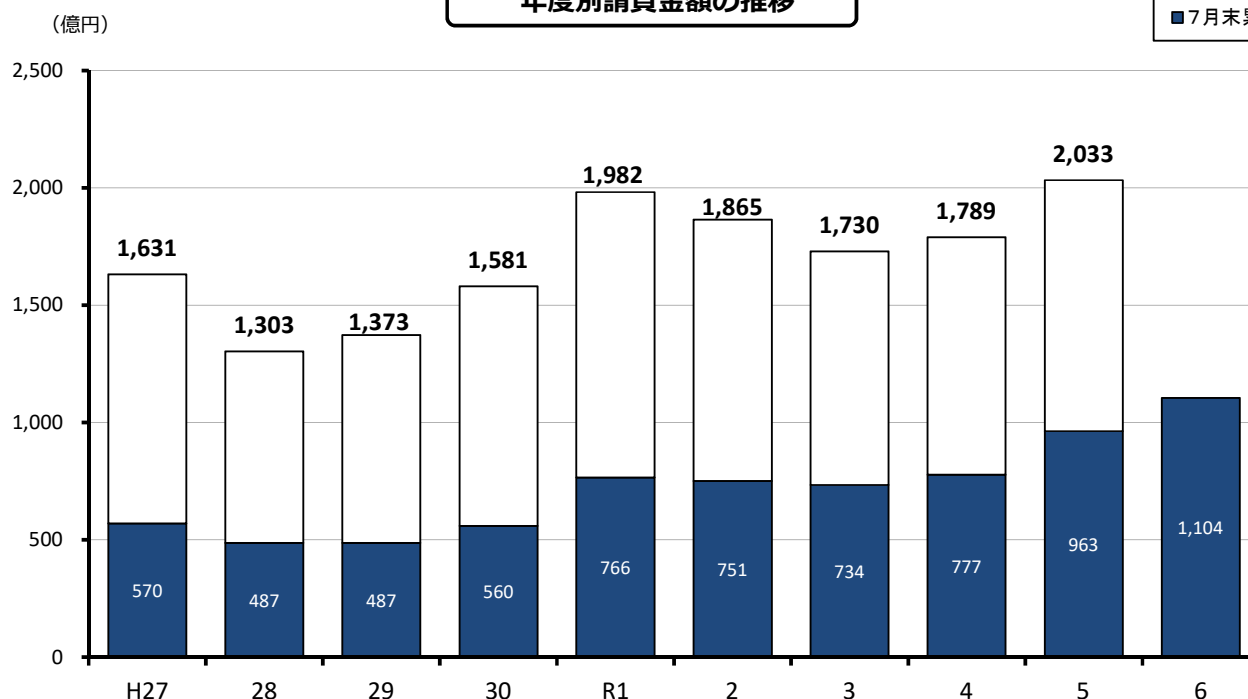
これを発注者別の請負金額でみると、県で30.7%減、国で19.0%減となったものの、独立行政法人等で54.1%増、その他公共的団体で46.3%増、市町村で29.6%増となった。

（金額単位：百万円）

		件数	請負金額	増減		増減率	
				件数	請負金額	件数	請負金額
発注者別	国	65	9,237	▲8	▲2,172	▲11.0%	▲19.0%
	独立行政法人等	30	12,638	0	4,437	0.0%	54.1%
	岡山県	451	13,413	6	▲5,932	1.3%	▲30.7%
	市町村	690	68,210	▲6	15,572	▲0.9%	29.6%
	その他公共的団体	17	6,951	▲8	2,200	▲32.0%	46.3%
合計		1,253	110,451	▲16	14,105	▲1.3%	14.6%
令和5年度		1,269	96,345	79	18,622	6.6%	24.0%
令和4年度		1,190	77,723	▲23	4,318	▲1.9%	5.9%
令和3年度		1,213	73,405	▲58	▲1,696	▲4.6%	▲2.3%
令和2年度		1,271	75,101	▲333	▲1,527	▲20.8%	▲2.0%

年度別請負金額の推移

■ 7月末累計



２．地区別・発注者別請負金額の状況

(金額単位：百万円)

地 区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡 山 地 区	41,759	7,726	22.7%	国	4,388	1,149	35.5%
				独法等	3,177	2,006	171.2%
				岡山県	4,601	▲6,392	▲58.1%
				市町村	28,206	11,541	69.3%
				その他	1,384	▲577	▲29.4%
東 備 地 区	4,592	2,673	139.4%	国	0	▲178	▲99.5%
				独法等	2,389	2,320	3403.2%
				岡山県	984	359	57.5%
				市町村	1,217	172	16.5%
				その他	0	0	－
倉 敷 地 区	27,860	▲2,760	▲9.0%	国	1,977	▲3,471	▲63.7%
				独法等	0	▲1,078	－
				岡山県	2,079	▲2,009	▲49.1%
				市町村	22,571	3,902	20.9%
				その他	1,231	▲104	▲7.8%
井 笠 地 区	11,272	5,098	82.6%	国	2,268	167	8.0%
				独法等	1,230	1,082	729.0%
				岡山県	808	307	61.4%
				市町村	2,731	69	2.6%
				その他	4,232	3,471	456.5%
高 梁 地 区	3,825	3,173	486.8%	国	18	18	<
				独法等	0	0	－
				岡山県	360	50	16.2%
				市町村	3,446	3,104	909.1%
				その他	0	0	－
新 見 地 区	1,980	▲681	▲25.6%	国	76	34	83.7%
				独法等	242	▲631	▲72.3%
				岡山県	570	302	113.3%
				市町村	1,090	▲354	▲24.5%
				その他	0	▲33	－
真 庭 地 区	7,877	83	1.1%	国	29	4	20.2%
				独法等	4,797	234	5.1%
				岡山県	1,267	269	27.1%
				市町村	1,783	▲425	▲19.3%
				その他	0	0	－
津 山 地 区	7,438	284	4.0%	国	327	▲11	▲3.4%
				独法等	800	503	169.7%
				岡山県	1,934	1,219	170.4%
				市町村	4,272	▲870	▲16.9%
				その他	102	▲556	▲84.4%
勝 英 地 区	3,845	▲1,493	▲28.0%	国	150	113	307.5%
				独法等	0	0	－
				岡山県	805	▲40	▲4.8%
				市町村	2,889	▲1,566	▲35.2%
				その他	0	0	－
合 計	110,451	14,105	14.6%	国	9,237	▲2,172	▲19.0%
				独法等	12,638	4,437	54.1%
				岡山県	13,413	▲5,932	▲30.7%
				市町村	68,210	15,572	29.6%
				その他	6,951	2,200	46.3%

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【高梁地区】高梁市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【新見地区】新見市

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
中小計	1,148	46,836	2	1,221	0.2%	2.7%
大手計	67	13,643	▲16	▲5,684	▲19.3%	▲29.4%
共同企業体	38	49,971	▲2	18,568	▲5.0%	59.1%
合 計	1,253	110,451	▲16	14,105	▲1.3%	14.6%

※「中小」は、資本金3億円未満（個人含）

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
土 木	716	37,309	▲14	▲4,736	▲1.9%	▲11.3%
建 築	174	48,810	27	20,944	18.4%	75.2%
電 気	68	7,228	4	2,023	6.3%	38.9%
管	56	8,454	11	4,971	24.4%	142.7%
測量・調査・設計	182	2,184	▲40	▲368	▲18.0%	▲14.4%
その他	57	6,463	▲4	▲8,729	▲6.6%	▲57.5%
合 計	1,253	110,451	▲16	14,105	▲1.3%	14.6%

重要

共済契約者のみなさま

証紙の管理が不要になり
手続きが簡単になります!

電子申請方式ご利用の方

建退共では、証紙の取り扱いが不要な電子申請方式のご利用をお勧めしております。
電子申請方式では、月に一度、共済契約者が就労日数を電子申請専用サイトに報告し、
あらかじめご購入いただいた退職金ポイントから掛金を納付します。
また、共済手帳の新規申し込み等の手続きもオンラインで行うことができます。

建退共制度の利用に当たっては、下記のA～Dにご留意ください。



A 退職金ポイントの購入について

退職金ポイントは、ペイジー又は口座振替で購入



or



B 掛金納付について

1. 就労実績報告作成ツールで、就労実績ファイルを作成し、
電子申請専用サイトに登録
2. 就労日数に応じて、退職金ポイントから掛金が充当
3. 建退共から掛金充当書が発行



※CCUSの就業履歴を活用で
さらに便利に

C 共済手帳の更新について

以下のいずれかに該当する場合は、各都道府県支部で更新手続き

- 1 共済手帳の「次回更新時期」が到来した場合
- 2 共済手帳の証紙貼付欄に250日分の共済証紙を貼り終えた場合(証紙貼付方式併用の場合)

※共済手帳に電子による掛金充当実績と証紙貼付実績のいずれも印字



D 被共済者が退職した場合について

建設業界を引退した時に、労働者本人またはご遺族に直接お支払い

※共済手帳を本人へ渡すことを忘れずに



建退共は現場作業員の福祉向上、建設技能者の人材確保・育成のための業界全体の退職金制度です。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

●建退共制度について:TEL.03-6731-2866

●電子申請方式システム操作方法について:TEL.0120-006-175 (専用コールセンター)



証紙貼付方式については裏面へ

重要

証紙貼付方式ご利用の方

建退共制度は、建設業の事業主が退職金共済契約を結んで共済契約者となり、その事業主が雇用している労働者の働いた日数に応じて掛金を納付（事業主全額負担）し、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、直接労働者に退職金を支払う制度です。また、加入できる労働者は、建設業の現場で働く方々が対象です。

建退共制度の利用に当たっては、下記の1～4にご留意ください。



1 共済証紙の購入について

最寄りの金融機関で、共済契約者証を提示して共済証紙を購入



共済契約者証
(中小企業用)



共済証紙
(大手企業用)

【中小企業用共済証紙】 【大手企業用共済証紙】



1日券 320円



1日券 320円



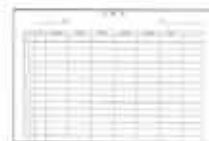
10日券 3,200円



10日券 3,200円

2 共済証紙の貼付について

就労日数に応じて、労働者の共済手帳に共済証紙を貼付して消印



3 共済手帳の更新について

以下のいずれかに該当する場合は、各都道府県支部で更新手続き

1. 共済手帳の証紙貼付欄に250日分の共済証紙を貼り終えた場合
2. 共済手帳の「次回更新時期」が到来した場合



4 被共済者が退職した場合について

建設業界を引退した時に、労働者本人またはご遺族に直接お支払い



※共済手帳を本人へ渡すことを忘れずに



建退共は現場作業員の福祉向上、建設技能者の人材確保・育成のための業界全体の退職金制度です。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6731-2866



(2024.7.20.000)

第170回 産休・育休制度の変化

●相談内容●

来年から産休・育休に関する制度の改正があったと聞いています。どのような変更があったのでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

育児介護休業法の改正

今年の5月、育児介護休業法の改正が決まり、その内容が令和7年から順次施行されることになります。会社に新たに措置を設けることが義務付けられているものもあり、確認する必要があります。

令和7年に予定されている法改正

具体的に予定されている法改正のうち、会社が対応しなくてはならない事項は以下のとおりです。

第1に、子の年齢に応じて柔軟な働き方を実現するための措置の拡充です。3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者のために、①始業時間等の変更、②テレワーク、③短時間勤務、④新たな休暇の付与、⑤その他働きながら子を養育しやすくするための措置（保育施設の設置運営等）のうち2つの措置を講じ、労働者が選択できるようにする義務があります。その他、看護休暇を子の行事参加（小学校3年生まで）の場合も取得可能とし、勤続半年未満の労働者を労使協定で看護休暇の取得対象から除外する仕組みを廃止としています。また、妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意見の聴取・配慮といったことも義務付けられています。

第2に、育休の取得状況の公表義務が常時雇用する労働者数が300人を超える事業主（現行は1,000人）にまで拡大されます。

そして、これらの改正は令和7年4月から施行されることになります。

育児を通じて仕事への貢献度アップへ

育休制度の拡充は、短期的に見れば企業の経済活動を縮小するようにも思われます。

しかし、仕事から離れた家庭で輝いている従業員は、仕事においても、高いモチベーションを持って勤務することができるのです。育児での悩みを有している従業員は業務を行う上でも悪影響が生じます。仕事に対するモチベーションの低下もそうですし、細かなミスの増加を招きます。

そのため、従業員が業務をする上で、会社が育児での悩みを払拭できるようにすることが必要なのです。

したがって、会社としては、従業員が育休によって育児に参加することで、充実した生活を送ることができ、ひいては会社にとっても高いモチベーション、エンゲージメントを持って仕事に臨めるということを理解する必要があります。

法改正も踏まえて、育児休業、介護休業に関する就業規則の規定を改正しなくてはならない場合が生じると考えられます。就業規則の改正を行う場合には、ぜひご相談ください。

建設共済保険事業に加え「育英奨学事業」も実施！ 返済不要の奨学金制度です！

☆本奨学金制度は、業務災害または通勤災害により、死亡、障害 1～3 級、傷病 1～3 級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

☆共済団の奨学金制度は他の奨学金制度とも併用可能であり、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和 60 年から実施しており、令和 5 年 3 月末日現在で奨学生の延べ人数は 8,949 人、累計給付額は 17 億 6,793 万円となっています。

◎給付額は以下の通りです

要保育児	月額 12,000円	年額 144,000円
小学生	月額 12,000円	年額 144,000円
中学生	月額 16,000円	年額 192,000円
高校生	月額 18,000円	年額 216,000円
大学生等	月額 39,000円	年額 468,000円



<法定外労災補償制度>

建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

—死亡、障害 1～7 級、傷病 1～3 級を補償—

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和 45 年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成 25 年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員 300 人以下の場合)
- ⑦経営事項審査において 15 点の加点

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ



0120-913-931

その他のお問い合わせ

03-3591-8451

URL:<https://www.kvousaidan.or.jp/>



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4133

建設共済保険

検索

低廉な掛け金で工事に起因するリスクを年間包括補償いたします！

建設業総合補償制度のご案内

◆◆ 毎月中途加入も可能です！！ ◆◆

補償制度の特徴

①会員専用の補償制度で保険料が割安

会員向けに開発した補償制度であり
団体のスケールメリットにより
個別加入と比較して低廉な保険料

割安

②年間包括契約方式で加入手続きが簡単

保険期間内の工事全てが補償の対象となり
保険の加入を忘れる心配がありません
(※保険期間の途中からでも加入できます)

簡単

③無料法律相談

補償制度加入者限定のサービスとして
建設業界専門の弁護士による
無料法律相談が受けられます

安心
サポート

④自社所有建機等もカバー

工事補償のオプションとして
自社所有の建機のカバーが可能！！

幅広い

事故に備えて賠償や工事復旧の資力を確保しておくことは、スムーズな事故解決、円滑な工事の遂行のために欠かせません。本補償制度によりリスクを管理しておけば、万が一事故や災害が起きた時でも、その影響を小さくすることができます。この機会にご加入をご検討ください。※詳細は「令和6年度版 建設業総合補償制度パンフレット」をご覧ください。



●お問い合わせ先 一般社団法人岡山県建設業協会
086-225-4133

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償（土木工事・建築工事・組立工事）」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

●保険部分のお問い合わせ先および引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
岡山支店 岡山第一支社 岡山市北区幸町 8-22
086-225-0835

●制度幹事代理店
株式会社建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12
03-5408-1909

目指せ日本一！交通マナーアップ県民運動

一人ひとりが交通マナーを向上させて交通ルールを守ること、交通事故を防ぎましょう。

【運動期間】 令和6年4月1日～令和7年3月31日
【スローガン】 晴れの国「ゆずる・とまる・まもる」で日本一

【重点目標】 (1) 思いやりとゆずり合いによる交通マナーアップ
(2) 全ての道路利用者の交通ルール遵守の徹底
(3) 信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底
(4) 子どもと高齢者等の安全な通行の確保

ドライバーの皆さんへ

- 信号機のない横断歩道における歩行者優先
- 信号、合図の遵守、車間距離の保持
- 制限速度はもとより道路状況に応じたスピードダウンの実践
- スマートフォン等の「ながら運転」の禁止
- 日没前のライト点灯と対向車や先行車がない場合のハイビームの使用
- 全席シートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用
- 思いやり、ゆずり合い運転の実践と運転への集中

自転車の皆さんへ

○自転車は「車両」であり、自転車利用者は車両の運転者として責任を自覚して自転車ルールを遵守

【自転車安全利用五則】

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

○昨年までの過去10年間に、県内で発生した自転車事故におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約3.5倍高いことなどを踏まえ、被害軽減を図り、命を守る観点からヘルメットを着用
○自転車損害賠償責任保険（共済）への加入

歩行者の皆さんへ

- 走行車両の直前直後の横断の禁止と横断歩道の使用
- 道路横断時の安全確認の徹底
- LEDライト、夜光反射材等の活用
- 横断歩道の横断時には、接近車両への「アイコンタクト」「手上げ」により、横断の意思表示を実践

協会日誌

- 6. 7. 7 岡山県生コンクリート品質管理監査会議
- 6. 7.10 建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰(東京)
- 6. 7.12 福祉共済団事業推進戦略会議
- 6. 7.12 岡山県北方領土返還要求運動県民会議総会
- 6. 7.16 建退共電子申請方式操作説明会(美作)
- 6. 7.22 建退共電子申請方式操作説明会(津山)
- 6. 7.26 全建 建設業社会貢献活動推進月間中央行事(東京)
- 6. 7.29 建設事業関係功労者等岡山県知事表彰

地産地消♪おにぎり

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!
地産地消
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp